## (2)活かし方・改善方法・テーマの意見集約表

区分	活かし方・改善方法				<b>=</b> 40 - 4 / 1	
	良い景観の活かし方		よりよい景観づくりに向けたアイディア		景観づくりのテーマ	
<b>自然・田園</b> 景観 水辺・緑・農地 等	・二郷半緑道整備の、より一層の推進。個人が管理に係られるように(かつて自宅前の用水沿いを植栽できれいにしていたので)・河川景観の保全と景観軸づくり・水辺、緑の市民参加による清掃、保全活動・地域のシンボルとなっている樹木の適切な保全と管理の促進 印象的にたたずむ樹木や「目標物」となっている樹木を「みさときらっと光る景観重要樹木」として選定・神社・お寺・お墓の緑を復元。市から積極的に植樹の斡旋・手配・江戸川・中川を景観軸として三郷放水路の活用・水辺と一体となった市街地の開発。(川高いのオープンテラス)・水を活がしたなが、人の関係はしずいなった。	<b>∤の維持・保全等</b> □田園エリアの保全 田園風景 の指定	水辺と緑の改善、整備等 ・水路の水を 1 年を通して流れるように ・大場川や第二大場川の水質浄化 ・第二大場川へ中川終末処理場の処理水を現状より多く流し、水質の改善 ・くさい川(川の水) 良い匂いのする花の植栽(キンモクセイ・ジンチョウゲ・フリージア・ジャスミン?) ・水道を整備し、水の汚れをなくす ・下水・河川の性質改善、下水道の整備促進。 ・排水管への対応。微生物活用による浄化(家庭内で、水路に)や水生生物の働きの利用 ・河川のしゅんせつを行い、親水護岸の整備 ・河川を景観軸とした緑道整備の推進 ・川、道路、公園の清掃を市民参加で行う(ゴミ・水の汚れ) ・定期的な河川清掃 ・河川や道路沿いのゴミを減らすために定期的にクリーン作戦を行う  田園用地の集約、活用等 ・農地の集約 ・休耕農地の市民農園への活用 ・残土、資材置場を美しくペイントして塀で囲む(ルールを作る)	士地利用の転換と誘導策     ・放置された農地、資材置場の増加対策として、観光農園への転換を促し、市の助成制度の創設や税負担の減少、人的な支援体制づくり、融資制度の充実     ・残土・資材置場対策として、盛土規制や囲い、高さの規制などの条例化	水と緑が調和した市民空間の形成	三郷らしさを守 り、水と録を活か す
<b>市街地・集 落景観</b> まち並みの連 続性(高さ・壁 面・緑)・広告 物等	・安全で安心な歩道空間の確保 ・駅前を魅力的に 途中下車したくなるよっな駅前に(自然、お店) ・「地区計画ペナルティ・歴史的建造物の保全 ・歴史的建造物の保全に対する補助制度を ・ 登発	100%」面積目標設定必須。	プミと道路付帯施設の改善  ・路上のゴミ置き等の改善策として、各家庭にゴミ処理機設置の補助を ・路上のゴミ置場を止め、専用の箱(かくす物)に変える ・ゴミ投棄の改善に向け、商品販売店の事業者と協働での取組みが重要 ・道路のガードレールは、自転車・歩行者が安心・安全に通行できるように 美観・環境・ゴミに対する感性、気持ちの余裕が生まれる  住工共存地区の景観づくり ・住工共存地区は、地域産業に活力を与え、市民に対しその存在をアピールし、仕事の風景と生活が調和した事業所へと景観改善を  色彩・サインの調和、統一 ・街並みの色合いは調和のとれたものに 美しいまちを紹介していく(意識改革) ・照明器具、公共サイン等のデザイン、色彩等の統一 ・公共案内板の設置	・都市基盤の整備に際しては、歩行者専用緑道の整備を義務付け・街並み景観を統一・調和した地区計画や建築協定を推進・建築ガイドラインを策定し、建築物のデザインや色彩を誘導・エリアを定め、サイン等の色彩制限 三郷中央地区・建物の色彩は用途地域単位で基準を作成・サイン・広告物等の法規制の強化・公共サインのガイドラインを設ける・広告物の大きさや色、道路空間内を規制  ・ 景観の表彰制度を設立するとともに、ふたかけ小水路。緑化空間の創設に努める	地域の特色をい かしたまちのデ ザイン・形成	三郷らしさを育 て、 <b>創る</b>
<b>建築物等</b> の景観 規模・形態・意 匠・色彩等	連集物等の保全と緑化推進 ・落ち着いた歴史的な寺院等の保全 ・緑化の推進 ・建築物間の空き地緑化の推進 ・中高居住宅の壁面緑化の推進  啓発 ・良好な景観作りに貢献した建物について 個別的な表彰を実施		公共施設の改善      公共施設の改善     公共施設の選集デザインや色彩など、設計指針を作る     公共施設の屋上、壁面緑化の推進     公共施設の古くなった壁面に緑のカーテンを作る     公共建築物はコンクリートむき出しはなるべく止め、自然素材のものを     ネットフェンスをデザインフェンスへ      誘導策     建築物の色彩規制     ・ 建築物の色彩規制     ・ 原色(高彩度)を使用して外壁等を作る場合には「アクセントカラー」とする     ・ 違法広告物の撤去(市民参加)     ・ 景観に配慮した外構への指導     ・ 軽量プロック塀だけの禁止。植栽のすすめ	・塀やブロックで囲まれた敷地については植栽で囲むようにする ・地区計画、特定街区、総合設計制度の導入を推進 ・緑化と色彩の調和 ・建物と緑の調和を図るため、中・高層建築物の建設主に対し、屋 上緑化・壁面緑化を義務付け	街区と色彩が調 和した空間形成	
<b>その他の</b> 景観 上記以外の景 観	●発と募金づくり  ・良い景観 該当各課で街並みマップをつくる(例:水辺マップ 治水土木、街並み都市計・まちづくり) ・水辺との共存。景観行政と観光行政を一体化し、「住んでよし、訪ねてよし」景観観光、都市計画をフィルムコミッション ・市民に景観について関心をもってもらうこと(広報・パンフレット等で)で、よい景観を保全 ・景観づくりに配慮した団体や個人を表彰する制度づくり ・景観意識の高揚のため、若年層からの郷土意識づくり 愛着を高めるため、「私たちの三郷市」副教材の景観面を視点としたビデオ作成 ・三郷並木道募金を設立し、寄付としてできるところから緑化		体制づくりと音楽 ・悪い景観について、街並みデザイナーを雇用し、開発のときに指導 ・まちづくりデザイン審議会を設立 一定規模以上の開発はこの審議会で OK が出ないと認められない ・小・中学校にビオトープを整備し、自然保護の重要性について学習を		市民(子供も)に 対する景観意識 の啓発(景観はま ちの財産) 景観意識という 種まき	継続は力なり